

～ 地域の皆さまの、良き相談相手でありたい

目次 法人税法における交際費等について

- (1) 交際費等について (2) 飲食費用に含まれるもの、そうでないもの
(3) 社内への情報発信、帳票の整理を

法人税法における交際費等について

(1) 交際費等について

法人の経理において、「交際費は全額が費用とならない」「税金が高くなる」ということを聞かれたことがあると思いますが、これはどのようなことでしょうか。

費用のことを正確に言えば、「会計上は全額が費用となり、法人税法上は一部が損金（※1）とならない」といえます。

（※1）税金を計算する上での費用を損金といいます

税法上は税率をかける前の金額である所得を計算するにあたって、所得の金額に「交際費等」の金額の10%を加算します（※2）。加算された所得に税率をかけるので、その分税額が増えることとなります。これが税金が高くなるといわれる所以です。

（※2）資本金1億円未満の法人の交際費の合計額が年600万円までは10%、600万円を超えると超えた額の全額が加算されます

税法上における「交際費等」とは、会計上の勘定科目にかかわらず「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用」をいいます。会議費や交通費であってもこの行為の為に支出すると交際費等となります。ただし、以下の費用は交際費等から除かれ、全額が損金となります。

- ① 得意先等の接待での1人当たり5,000円以下の飲食費用
- ② 社名入りカレンダーや手帳の贈答費用、会議（接待とされるものを除く）での通常要する茶菓子、弁当等の飲食費用等



①における飲食費用の5,000円以下の判定は、

「飲食費用」÷「参加人数」＝「1人当たりの金額」で計算します。

消費税については、税込経理の場合は税込み、税抜経理の場合は税抜きの金額で判断します。

この判定式で、1人当たりの金額が5,000円以下であれば支払った全額が損金となり、5,000円超であれば支払った全額が交際費等となり10%加算の対象（上記※2）となります。

ちなみに、個人事業者の場合（所得税）は、支払った交際費の全額が会計上も税法上も経費となります。

(2) 飲食費用に含まれるもの、そうでないもの

5,000円以下の判定式の飲食費用に含まれるか否かを、以下Q&Aで解説します。

Q：事 例	A：回 答（飲食費用に含まれる場合は○）	
飲食費用にはお酒は含まれますか	○	接待なので当然お酒が入ることが多いと思います。酒席であっても飲食費用に含まれます。
弁当の差入れの取り扱いはどうなりますか	○	接待で弁当ということもあります。弁当も飲食費用に含まれます。
歳暮・中元の類ではないのですが、飲食物を詰め合わせて贈った場合はどうなりますか	×	飲食物ですが、飲食費用は行為としての飲食が対象となります。上記の弁当など差入れ後、相応の時間内に飲食するものが対象となっているので、詰め合わせて贈った場合は飲食費用とはされません。
テーブルチャージ料やサービス料は含まれますか	○	飲食の為に飲食店に支払う飲食費用が対象となりますので含まれます。
飲食店で飲食後にお土産を買って贈ったのですが含まれますか	○	この場合は、相当の時間内に飲食されるかどうかにかかわらず、飲食費用に含まれます。その飲食店に支払った飲食費用と同じ性格のものとして扱われます。
帰りにタクシーを使ったのですが飲食費用に含まれますか	×	タクシー代は飲食費用の対象外です。得意先の方や、自社の役員・従業員の送迎でタクシー代を支払った時は、税法上交際費等となり所得に一部の金額が加算されます（会計上の勘定科目は交通費・旅費等でもかまいません）。
得意先が1人でその他は社内メンバーでの飲食費用の場合はどうなりますか	○	得意先等の社外の方が1人で社内のメンバーが数人である場合でも、社内のメンバーが相当数参加する必要がある場合は含まれます。但し、飲食費用としたいが為に形式的に社外の方を参加させた場合は認められません。
2次会もあったのですがどうなりますか	○	2次会も飲食費用の対象となります。1・2次会にそれぞれ独立性があれば別々に5,000円以下の判定をします。
ゴルフ参加に際して飲食した場合はどうなりますか	×	ゴルフプレーを目的とした催事の中の一連の行為であるとみられ飲食費用とされません。ただし、プレー後に一旦解散して（ゴルフという接待が終わって）飲食をした場合は、この飲食のみ飲食費用とされます。

(3) 社内への情報発信、帳票の整理を

この規定の適用を受ける場合は要件があり領収証のほかに、

- ① 飲食年月日
- ② 参加者の社名・氏名・その関係
- ③ 参加人数
- ④ 飲食代金、飲食店の名称・所在地

を記載した書類を作成・保存しなければなりません。

経理担当者よりどちらかというとな経営者や営業担当者の方が接待の機会が多いと思います。接待に参加した方からの上記情報がなければ要件を満たさないこととなりますので、このような税法上のルールがあるという経理担当からの情報発信、営業・経理担当者とのスムーズな情報交換、「交際費内訳書」等の帳票整備などが必要となります。

帳票は弊事務所で雛型を用意してあります。

必要なお客様はお声掛けください。

